

特別養護老人ホーム 遊生の森 料金表（令和7年 7月 1日より）

（『特別養護老人ホーム 遊生の森』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）」です。）

（表の見方について） ・表記載の「基本報酬単位数」及び「加算単位数」は、特に注記のない限り、全て1日あたりの数値です。 ・1単位の単価は、10.14円です。 ・1か月を30日として計算しています。			基本報酬単位数	加算単位数						単位数合計		〔A〕介護サービス費（月）		食費や居住費（日）				〔A＋B〕自己負担額合計（月）	
				（Ⅱ）日常生活継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）イ	看護体制加算（Ⅱ）イ	（Ⅱ）イ 夜勤職員配置加算	科学的介護推進体制加算（月）	（日）	（月）	単位数合計（月） × 単価（10.14円） × 自己負担割合		食費	おやつ代	居住費	〔B〕食費や居住費の合計（月）			
世帯の課税状況	利用者負担段階	介護度									1割	（参考）2割					1割	2割	
住民税課税	第4段階	要介護1	682	46	12	23	46	40		809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥134,481	¥159,131
		要介護2	753	46	12	23	46	40		880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥136,641	¥163,451
		要介護3	828	46	12	23	46	40		955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥138,922	¥168,014
		要介護4	901	46	12	23	46	40		1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥141,143	¥172,455
		要介護5	971	46	12	23	46	40		1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥143,272	¥176,714
住民税非課税	第3段階② 年金収入額と合計所得額の合計が年間120万円超の方	要介護1	682	46	12	23	46	40		809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥111,051	
		要介護2	753	46	12	23	46	40		880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥113,211	
		要介護3	828	46	12	23	46	40		955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥115,492	
		要介護4	901	46	12	23	46	40		1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥117,713	
		要介護5	971	46	12	23	46	40		1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥119,842	
	第3段階① 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円超120万円以下の方	要介護1	682	46	12	23	46	40		809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥89,751	
		要介護2	753	46	12	23	46	40		880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥91,911	
		要介護3	828	46	12	23	46	40		955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥94,192	
		要介護4	901	46	12	23	46	40		1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥96,413	
		要介護5	971	46	12	23	46	40		1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥98,542	
	第2段階 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方	要介護1	682	46	12	23	46	40		809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥67,251	
		要介護2	753	46	12	23	46	40		880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥69,411	
		要介護3	828	46	12	23	46	40		955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥71,692	
		要介護4	901	46	12	23	46	40		1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥73,913	
		要介護5	971	46	12	23	46	40		1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥76,042	
	第1段階 老齢福祉年金受給者や生活保護の方	要介護1	682	46	12	23	46	40		809	24,310	¥24,651	¥49,301	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥64,551	
		要介護2	753	46	12	23	46	40		880	26,440	¥26,811	¥53,621	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥66,711	
		要介護3	828	46	12	23	46	40		955	28,690	¥29,092	¥58,184	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥68,992	
		要介護4	901	46	12	23	46	40		1,028	30,880	¥31,313	¥62,625	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥71,213	
		要介護5	971	46	12	23	46	40		1,098	32,980	¥33,442	¥66,884	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥73,342	

(注1)介護サービス費の負担を軽減する制度として、『高額介護サービス費』支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

(注2)上記以外の費用として、医療費(往診料／受診料等)、理美容代、個室持ち込み家電に係る電気代、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

(注3)表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位(入所から30日間)や「安全対策体制加算」1回20単位(入所時1回のみ)、「若年性認知症入所者受入加算」「看取り介護加算」等があります。また、毎月、1か月の単位数合計に一定の割合を乗じて、「介護職員等処遇改善加算」が算定されます。

(注4)今後、当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

(注5)食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税(※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税)

「資産要件」→利用者負担段階によって預貯金等の要件が異なります。

(注6)65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。